

議長（志村 忠昭）

これをもって、12番庄野議員の一般質問を終わります。

次に8番、古川幸義君。

議員（古川 幸義）

おはようございます。

8番古川幸義です。

議長のお許しを頂きましたので、通告順に従いまして次の質問をいたします。一点目に「多度津町として生活困窮者自立支援対策について取り組み」について質問いたします。

この度「生活困窮者自立支援法」が成立し、この法に基づき「生活困窮者自立支援促進事業」が平成27年4月から始まりました。

この事業は「自立相談支援事業」「住宅確保給付の支給」「就労準備支援事業」「家計相談支援事業」「就労訓練事業」「生活困窮者世帯の子ども学習支援」など6項目になり各市町では相談窓口を設け、専門的な相談員を配置することになっています。

そこでお尋ねいたしますが、本町においての相談窓口は、福祉保健課、多度津町社会福祉協議会、香川県中讃保険事務所などそれぞれに窓口が分かれると聞いておりますが、役割について部署が異なるならば、それぞれの役割分担や役割内容について簡単にご説明をお願いいたします。

また、今回の生活困窮者支援事業の内容や存在をまったく知らず、今現在、仕事や生活に困っている人たちに知らせる方法や手段についても併せてお尋ねいたします。

例え、住民に周知しても、窓口が一か所に集中できないことから住民が「どこに相談すればわからない」や「どんなことまで相談できるのか」などの戸惑いなど、どう処置・処理するのかを併せてお伺いいたします。

また、「これまでの制度の狭間で救えない生活課題がたくさんあるのに、今回の制度で充分なのか」とか「新しい縦割り体制を生み出すのではないか」との不安の声も多くありますので、対応の程お願いいたします。

まだ他に困窮者関連で質問いたしますが、全国でこの10年間で増加の一途を辿っている「若年無業者」いわゆる「ニート」について厚生労働省の算出した推定人数は、1万人に63人と分析しておりますが、本町でも「若年無業者」と見受けられる若者はその割合に近い数字であると思われませんが、如何でしょうか、お伺いいたします。

「若年無業者」と言われる若者の中には、対面コミュニケーションの苦手意識を持ったり、今の自分の状態に後ろめたさを感じ、引きこもり等の精神的に負担を持つものが多く、現在心療内科に通院している若者達も多く、将来の希望

や対人関係、仕事の期待に対し消極的になり絶望と感じ自殺を考えた若者は多いと聞いております。

将来的に彼らは深刻で、親が高齢になった場合生活面で、親の年金支給額のみでは、親子の生活は一段と厳しくなり、挙句の果てには預金、不動産を処分し破産に近い状態になり更に、親の死亡後は本人が高齢により自らの生活を維持することは非常に困難になることは必至であります。

将来的には、決まったように生活保護に頼るケースではないでしょうか。

しかし、「若年無業者」と言われる若者達は将来、生活保護で生活する事を望んでいるわけではなく、心の奥底ではすぐにでも現状を脱却したいが、世間や自分に対しどうすることも出来ず、心の中で悲痛な叫びや、また絶望を感じているのがひしひしと伝わってまいります。

また「若年無業者」を持つ親達は、「これから自分が高齢になり老後、子のことを考えると不安でいっぱいだ」、「将来子供事を考えると夜も寝られない」、「まるで抜け道のないトンネルのようだ」「一体誰に相談したらいいのか、この苦しみなど誰も判ってくれない」と深刻に訴える親たちの声が聞こえてくるのを感じます。

是非とも、今回の支援事業の中に対策実施として諸機関と連携し、出来るだけ「申告出来ず悩む若者」を発見し、情報提供、カウンセリング、再教育や職業訓練を行い、一連の訓練を終われば役目を果たしたと考えず、自立できるよう長期的で継続する「サポート」を出来ないでしょうかお伺いいたします。

「狭間で問題が沢山ある今のところは検討する」と言う答弁ではなく、将来に希望ある答弁を期待しております。

一点目質問の最後になりますが、「この制度を手段として使えば何が多度津町で出来るか」という発想で地域づくりの視点へ転換していく必要があるのではないのでしょうか併せてお伺いいたします。

以上で一点目の「多度津町として生活困窮者自立支援対策について取り組み」についての質問とさせていただきますのでわかり易く、詳細にお答え願います。

二点目の質問は「町所有地について」を質問いたします

本町が所有管理する土地について、隣接された土地と境界が定まっていないものや、水路や農道が残ったままで書類上処理されていない為、不具合がある土地や、道・境界などで近隣住民と裁判・訴訟など問題を残す土地は、現在本町でどれくらいあるのでしょうか。

また、それらの町有地を売却として進めるのか、今後どう処理し管理するのかをお聞きします。

以上で「多度津町として生活困窮者自立支援対策について取り組み」についてと「町所有地」についての2点の質問させていただきます宜しくご答弁のほ

どお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川幸義議員のご質問のうち「町所有地について」お答えをしております。町有地について、隣接する土地と境界確定が出来ていない所や農道、水路等があれば、町有地の売却や貸し出すことを考えて、速やかに対処するように考えています。

町有地の利活用は町財政運営上、重要課題だと認識しています。

限られた町有地を利活用して新たな財源を生み出すことは、私の就任当初からの公約でありますので、これからも多度津山周辺の遊休地や町営住宅の長寿命化計画等をふまえながら、町有地の有効利用に努めてまいります。

ご理解賜りますようお願いを申し上げ、古川議員のご質問につきましては、各担当課長より答弁しておりますのでよろしくお願いを致します。

総務課長（石原 光弘）

古川議員ご質問の2点目、「町所有地について」お答えいたします。

本町が所有管理する土地や水路、農道については、隣地との境界が未確定となっているもの及び現況と法務局の書類が異なっているものについて、すべては把握できておりませんが、本町では地籍調査を順次進めており、把握次第、見直しに努めているところであります。また、現在、土地境界について町民と係争中の案件はございません。

町有地の適切な管理及び有効活用にあたっては、まず資産全体の把握が重要であり、現在、町では台帳により一定の把握はできていますが、十分でない状況にあるため、計画的な資産の維持管理、有効活用の土台とするため、平成26年度から新地方公会計に対応した固定資産台帳の整備を進めており、今年度末には土地、建物等を網羅した管理システムができる予定となっております。

今後は、整備された固定資産台帳を基に、各資産の売却も含め、有効活用の方策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

福祉保健課長（藤原 安江）

おはようございます。

古川議員の「生活困窮者自立支援対策についての取り組み」のご質問に対し、答弁させていただきます。

平成27年4月より開始されました「生活困窮者自立支援事業」は、第2のセーフティーネットとして、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化、深刻化する前に自立の促進を図ることを目的とした事業でございます。

本事業の実施主体は、福祉事務所であるため、町におきましては、香川県であることから、県内9町の社会福祉協議会と香川県社会福祉協議会とで協議会を作り、県から委託を受け、各町社協に相談支援員を配置、また県社協に主任相談支援員を配置し、事業が開始されているところであります。

多度津町社協では、6事業の内、必須事業の「自立相談支援事業」と「住居確保給付金の窓口業務」の2事業のみを実施しており、他の「就労準備支援事業」等4事業においては、県社協や民間団体等が委託を受け、実施しております。本事業の概要について簡単にご説明をさせていただきます。

住民から「家族の介護のために仕事ができない」などの相談があった場合、町社協の支援員が対応します。

来所できない方などは、自宅を訪問し、相談を受け、どのような支援が必要か、本事業による支援を利用するか、他の制度、例えば介護保険などの相談窓口につなげるべきかなどの振り分けをします。

その振り分けの結果により、本人の希望を尊重した自立に向けた具体的な支援プラン（案）を作ります。

作成された支援プランは、県が主催する「支援調整会議」にはかり、関係機関で協議し、本人の同意を得て支援プランを決定します。

5月に第1回の「支援調整会議」が開催され、町福祉保健課、中讃保健福祉事務所、県社協、町社協、弁護士、穴吹カレッジの職員等多くの関係者が参加したところでございます。

この支援プランに添って就労に向けた支援などきめ細かい、継続的な支援が提供されることになりました。

事業開始の本年4月からの相談件数は、3件でそのうち1件が、「支援調整会議」につながり、プランにより支援が提供されているところです。

相談3件すべてが町から社協へつなげたケースであり、今後も福祉保健課として高齢者、障がい者及び児童などの相談業務の中で、生活困窮状態が把握されたなら、必要に応じて社協の「自立相談支援事業」につなげていきたいと考えております。

なお、本事業は、生活保護制度の受給を制限するものでは、ございません。

これまで同様、生活保護が必要な方に対しては、適切に中讃保健福祉事務所へつなげるよう連携を図ってまいります。

また、本事業の周知状況であります。町社協によりチラシやリーフレットを各種総会などで配布、説明しており、また、7月上旬には事業説明を掲載した「町社協だより」を全戸配布する予定でございます。

次に、本町における「若年無業者」の占める割合であります。内閣府は、15歳から34歳の「若年無業者」は、平成24年には、63万人、人口に占める割合は、

2.3%と発表しており、本町の人口に置き換えますと約100人と推計されます。

「若年無業者」の中には、就労意欲があるにも関わらず就労につながらないケースが多いという実態調査結果もあります。

このようなケースが県社協の実施する新制度の「就労準備支援事業」及び「就労訓練事業」を利用したり、また、既存のサービスである「さぬき若者サポートステーション」を利用し、段階的、継続的に職業や生活の自立支援が受けられるような体制づくりが必要と考えます。

そのために、積極的にケースを早期把握し、円滑に町社協へつなげ、本事業利用の推進を図ってまいります。

また、「若年無業者」のうち「申告できず悩む若者」については、町福祉保健課で実施しております精神保健福祉士による「こころの相談」や、ひきこもりなどの精神的な負担を抱える若者を持つ家族には、昨年度より実施しております「精神障害者家族会」の周知啓発に努めてまいります。

最後に「地域づくりへの視点の転換」についてでございますが、本制度による事業が開始されたことは、既存の制度では十分に対応できない生活困窮者に対し、町社協が窓口となり、包括的な相談支援を行うことができるようになった点が大きな一歩であります。

今後も、福祉分野のほか保健、雇用、教育、住宅、産業などの分野との連携を図り、議員のご指摘のとおり、誰もが住みよい地域づくりに向け、地域住民とともに努力することが必要と考えます。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げ、古川議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

以上で、古川議員の一般質問に対する答弁は、町長、各担当課長からありましたが、古川議員、再質問があればお受けいたします。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、要望事項を述べたいと思います。

質問に対し、丁寧なご回答ありがとうございました。

この4月に生活困窮者自立支援促進事業が始まったばかりで十分な把握をしておりませんが、只今の答弁で少々ではございますが理解できたように思います。

福祉保健課長の説明にありましたように、本町では福祉事務所がない為、多度津町で行えるのは自立相談支援と住宅確保給付金の2項目についての窓口で、その他は県にて対応になる、その様な状況ではありますが総合的に窓口を設けておりますので、間接的になり最悪の場合は生活保護申請の防波堤となったり、申請をためらうきっかけとならないよう、配慮をお願いしたいと思います。

また就労準備支援では3カ月間の就労支援で一時的支援ではありますが、委託業者がとにかく形式的に職場を斡旋した、役目は果たしたと言うのではなく、最低賃金を除外する職場であったり、最悪な環境や労働に従事される事ないように留意していただきたいとおもいます。

この制度が雇用さえ確保されれば、貧困から脱却できると思われがちですが就労する者を自立できるよう、よろしく願いいたします。

若年無業者については様々なケースがあり、「向こうから来ない」支援機関に来ない、来にくい条件ではありますが、これらの若い人達に対しアウトリーチの支援がなければ世間から放置されるという、このようなことのないようお願いしたいと思います。

2点目の町所有地についてですが、早急に台帳からの現状把握と問題点の対策を実施していただきたいと思います。

現に、隣接する住民の方が道路を巡って町に対応していただきたいというケースも出ております。

優先順位をつけ解決をお願いしたいと思います。

また町所有地の売却する折、なかなか売却できない理由として不動産評価額と売値が合わない場合や、道路や土地の利便性などの悪さで償却できない土地などは、道路の整備や利点を設け速やかに処分できるようにお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

これにて「多度津町として生活困窮者自立支援対策についての取り組みについて」と町所有地について」の質問を終わります。

どうもありがとうございました。